

輪島市監査公表第10号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年11月16日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年10月25日（水） 都市整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○都市整備課は、これからの輪島市のまちづくりを積極的に推進しており、様々な国の交付金制度を取り入れた事業を展開している。「空家対策」が全国的な課題となっているが、本市でも、空家を「活用と除却」の両面で考えた対策を行っており、「輪島カブーレ」がその1例である。空家データベースの情報の集約・管理を行い、ネットで活用し如何に次につなげていくかが今後の課題となる。また、郊外の集落をそのまま尊重し、都市機能をコンパクトシティに集約していく「コンパクトシティプラスネットワーク構想」を活用して「輪島中学校建設事業」も行い国の交付金を財源として確保している。今後も引き続き「誰もが住みたいと思う快適なまちづくり」のため、職員一丸となって工夫・実践されることを期待したい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 公営住宅使用料の滞納について

悪質な滞納者に対する強制執行や、居住不明者に対しての不能欠損処分に対応なども含め、具体的な計画を立て今後も引き続き滞納額削減に向け取り組まれない。